

【1年間の水害被害額の概要】

1. 水害被害額※4 (暫定値)

約 7,700 億円

〔内訳〕	
・一般資産等被害額	約 1,100 億円 (構成比 14.30%)
・公共土木施設被害額	約 6,450 億円 (構成比 83.91%)
・公益事業等被害額	約 140 億円 (構成比 1.80%)
計	約 7,700 億円

(参考) 過去 10 年の水害被害額

年	水害被害額	年	水害被害額
平成 27 年	約 3,900 億円	令和 2 年	約 6,600 億円
平成 28 年	約 4,700 億円	令和 3 年	約 3,600 億円
平成 29 年	約 5,400 億円	令和 4 年	約 6,100 億円
平成 30 年	約 1兆 4,100 億円	令和 5 年	約 7,100 億円
令和元年	約 2兆 1,800 億円	令和 6 年	約 7,700 億円

※4 水害被害額には、風害による被害、人的損失、交通機関の運休などによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。また、一般資産については被害額そのものを聞き取った結果ではない(調査方法については「参考: 水害統計調査の概要」を参照)。なお、四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

2. 水害被害の概要 (暫定値)

(1) 被害建物棟数 約 11,000 棟

〔内訳〕	○全壊・流失	386 棟	○半壊	591 棟
	○床上浸水	2,544 棟	○床下浸水	7,444 棟
		計		10,965 棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は 108 棟

(2) 水害区域面積 約 21,300ha

〔内訳〕	○宅地・その他	1,715ha	○農地	19,541ha
		計		21,256ha

上記の他、地下の水害区域面積は 1.8ha

3. 都道府県別水害被害額（暫定値）

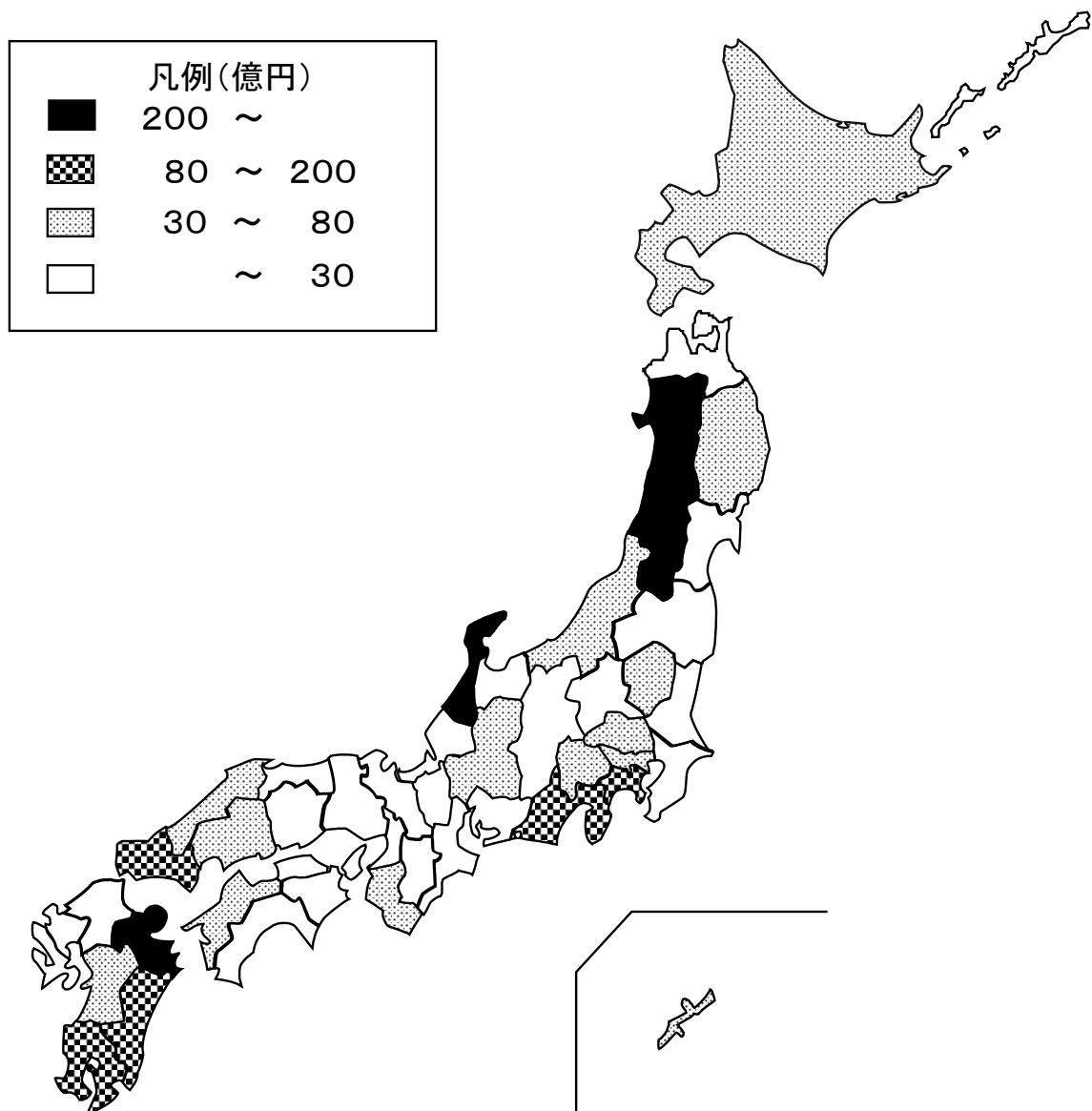
（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	5,411	25	滋賀県	1,759
2	青森県	443	26	京都府	1,085
3	岩手県	6,879	27	大阪府	144
4	宮城県	1,527	28	兵庫県	672
5	秋田県	23,375	29	奈良県	1,216
6	山形県	82,190	30	和歌山県	4,009
7	福島県	208	31	鳥取県	1,474
8	茨城県	35	32	島根県	7,258
9	栃木県	3,232	33	岡山県	861
10	群馬県	1,227	34	広島県	3,845
11	埼玉県	4,502	35	山口県	8,311
12	千葉県	2,712	36	徳島県	1,267
13	東京都	7,057	37	香川県	509
14	神奈川県	13,878	38	愛媛県	7,008
15	新潟県	5,035	39	高知県	2,351
16	富山県	1,338	40	福岡県	2,797
17	石川県	466,114	41	佐賀県	471
18	福井県	918	42	長崎県	2,622
19	山梨県	5,649	43	熊本県	3,833
20	長野県	1,648	44	大分県	23,445
21	岐阜県	5,288	45	宮崎県	16,286
22	静岡県	13,068	46	鹿児島県	17,361
23	愛知県	817	47	沖縄県	4,692
24	三重県	2,938		合 計	768,763

※四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

※**太字**は、令和6年の水害被害額（暫定値）が昭和36年の統計開始以来最大の水害被害額となった都道府県である。

(参考)都道府県別水害被害額図



【主要な水害による水害被害額の概要】

1. 令和6年9月の大雨による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p>約4,590億円</p> <p>（令和6年9月20日～23日に生じた大雨による被害額）</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約230億円</p> <p>公共土木施設被害額 約4,340億円</p> <p>公益事業等被害額 約20億円</p>	<p>○死傷者数※5 死者17名 負傷者47名</p> <p>○被害建物棟数 2,086棟 ○水害区域面積 1,879ha</p> <p>【気象概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前線が日本海から東北地方付近に停滞し、また台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進み、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で東北地方から西日本にかけての広い範囲で大雨となった。 石川県輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報が発表され、石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超えた。北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。

【被害状況】

- 令和6年9月20日からの大雨による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

- ① 石川県（約4,543億円）
- ② 宮崎県（約17億円）
- ③ 山形県（約12億円）



塙田川水系塙田川の被害状況
(石川県輪島市久手川町)

- 能登半島の輪島市や珠洲市を流れる石川県管理河川などあわせて29河川の洪水などにより、床上・床下浸水被害が発生した。

- 今回の大雨により、死者17名、約2,100棟の建物が被災するなどの被害が発生した。

- また、石川県ほか4県で278件（土石流等：84件、地すべり：31件、がけ崩れ：163件）の土砂災害が発生した。



珠洲大谷川水系珠洲大谷川の被害状況
(石川県珠洲市)

※5 死傷者数は、「令和6年9月20日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第35報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

2. 令和6年7月の梅雨前線豪雨による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
約1,070億円 (令和6年7月22日～30日に生じた梅雨前線豪雨による被害額) [内訳] 一般資産等被害額 約300億円 公共土木施設被害額 約710億円 公益事業等被害額 約50億円	○死傷者数※6 死者5名 負傷者5名 ○被害建物棟数 2,555棟 ○水害区域面積 16,274ha 【気象概況】 <ul style="list-style-type: none"> 7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本では大雨となり、山形県では25日の昼過ぎと夜に線状降水帯が発生して大雨特別警報を2度発表した。 東北地方を中心に、24日から26日にかけての3日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点があり、記録的な大雨となった。

【被害状況】

- 令和6年7月の梅雨前線豪雨による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

 - ① 山形県 (約809億円)
 - ② 秋田県 (約220億円)
 - ③ 北海道 (約22億円)

- 山形県、秋田県を中心に国管理河川、県管理河川あわせて39河川の洪水などにより、床上・床下浸水被害が発生した。
- 今回の大雨により、死者5名、約2,600棟の建物が被災するなどの被害が発生した。
- また、山形県、秋田県ほか4道県で69件（土石流等：6件、地すべり：9件、がけ崩れ：54件）の土砂災害が発生した。



最上川水系最上川の浸水状況
(山形県最上郡戸沢村)



子吉川水系石沢川付近の浸水状況
(秋田県由利本荘市)

※6 死傷者数は、「令和6年7月25日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第24報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

【参考：水害統計調査の概要】

1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水、高潮等
- ② 海岸に係る高潮、津波、波浪
- ③ 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等

2 調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

(1)一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数、被災事業所数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 家屋 ② 家庭用品 ③ 農漁家資産 ④ 事業所資産 ⑤ 農作物

(2)公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧査定額等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管、都道府県所管及び市区町村所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

(3)公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等施設の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力株式会社 ④ ガス事業 等

3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省水管理・国土保全局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

(1)一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等を算出している。なお、農作物の被害額は、各都道府県からの報告額を合計し、算出している。

《 被害額の計算式：例 》

- ・ 家屋被害額 = 浸水深別・勾配別被災家屋延床面積 × 都道府県別家屋1m²当たり評価額 × 浸水深別・勾配別被害率
- ・ 家庭用品被害額 = 浸水深別被災世帯数 × 1世帯当たり家庭用品所有額 × 浸水深別被害率
- ・ 事業所資産被害額 = 浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数 × (産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額 × 浸水深別償却資産被害率 + 産業分類別事業所従業者1人当たり在庫資産評価額 × 浸水深別在庫資産被害率)

(2)公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額（地方単独事業の災害復旧事業費）の合計に、補助事業及び直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

(3)公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額（物的被害額及び営業停止損失額）を合計し、算出している。営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額（水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定）を計上しているが、公益事業等によっては、貨幣換算化が困難であること等の理由により、公益事業等被害額に計上されていない場合がある。

4. 調査の実施フロー

